

岡山大学における研究評価について

中国・四国地域の中核大学である岡山大学は、平成20年6月に学長を本部長とする「教育研究プログラム戦略本部」を設置し、大学として取り組むべき重点研究分野を推進拠点として支援する体制を整備した。また、研究推進産学官連携機構を中心に、積極的な産学官連携活動を展開するとともに、若手研究者の育成を目的とした様々な支援を実施している。

評価においては、平成16年度から全学センターとして「評価センター」を設置し、法人評価、認証評価、部局自己評価等、各種評価に対応しており、プロジェクト研究の評価に関しても、学外の有識者による外部評価を導入するなど、先進的な取り組みが実施されている。

1. 岡山大学の概要

1-1 基本理念

岡山大学は、“高度な知の創成と的確な知の継承”を理念としている。これは、人類社会を安定的、持続的に進展させるためには、常に新たに知識基盤を構築していかなばならないという考えの下、岡山大学が公的な知の府として、高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて、人類社会の発展に貢献することを意味している。

また、研究、教育、社会貢献、経営、自己点検評価の5項目について、以下のとおり基本的目標を掲げている。

《岡山大学の目標》

（1）研究の基本的目標

岡山大学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進にあります。常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となるよう指向します。

（2）教育の基本的目標

岡山大学は、大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させます。これまでの高度な研究活動の成果を基礎として、学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに、学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて、個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し、国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行います。

（3）社会貢献の基本的目標

社会が抱える課題を解決するため、総合大学の利を生かし、大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に、積極的に社会との双方向的な連携を目指します。

(4) 経営の基本的目標

研究、教育の目標を効果的に達成するため、大学に賦存する人材、財政、施設設備などの資源をトップマネジメントにより戦略的に利活用します。

(5) 自己点検評価の基本的目標

公的機関として社会への説明責任を果たすため、研究、教育、社会貢献、管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し公表するとともに、その結果を的確に大学改革に反映します。

(出典：岡山大学概要 平成22年度)

1-2 教育研究組織

岡山大学は、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、環境理工学部、農学部の11学部、教育学研究科、社会文化科学研究科、自然科学研究科、保健学研究科、環境学研究科、医歯薬学総合研究科、法務研究科、兵庫教育大学大学院・連合学校教育学研究科の8研究科を擁する総合大学である。また、全学センターとして、大学の評価に関する企画立案や調査研究、各種評価への対応や、評価結果を検証し、必要な改善策を提言する役割を果たす「評価センター」や、大学教育が抱える課題を明確化し、教育システム改善のための研究・開発・企画、大学教育全体に関する実践的研究及び開発・推進、教育の社会的貢献に関する企画、運営及び実施などを担う「教育開発センター」など、大学運営において様々な目的に応じた特徴的な全学センターを設置している。(資料1「組織図」参照)

1-3 教員数 (平成22年5月1日現在)

教授	451名
准教授	380名
講師	95名
その他	362名
教諭	98名
合計	1,386名

1-4 学生数 (平成22年5月1日現在)

学部	10,341名
修士課程 (博士前期)	1,832名
博士課程 (博士後期)	1,247名
専門職学位課程	228名
合計	13,648名

1-5 収入・支出（平成21年度決算）

収入		(単位：百万円)
区 分	金 額	
運営費交付金	18,522	
施設整備費補助金	2,712	
補助金等収入	2,637	
国立大学財務・経営センター施設費交付金	82	
自己収入	32,049	
授業料、入学料及び検定料収入	7,777	
附属病院収入	23,842	
雑収入	429	
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,402	
引当金取崩	205	
長期借入金	398	
貸付回収金	2	
承継剰余金	15	
目的積立金取崩	638	
計	61,667	

(百万円未満切捨て)

支出		(単位：百万円)
区 分	金 額	
業務費※	46,413	
教育研究経費	21,829	
診療経費	24,583	
一般管理費※	1,443	
施設整備費	3,250	
補助金等	2,637	
産学連携等研究経費及び寄附金事業費	4,001	
貸付金	8	
長期借入金償還金	2,442	
計	60,197	

2. マネジメント

2-1 研究マネジメント体制（研究戦略の策定・推進、情報収集・分析・評価）

岡山大学は、平成20年度に学長をトップとした「教育研究プログラム戦略本部」を設置し、大学として教育の高度化及び研究の活性化を戦略的に推進するとともに、同じく20年度に、これまでの産学官連携機能を整理・統合して、研究・学術担当理事を機構長とした「研究推進産学官連携機構」を設置し、当該機構を核とした研究推進、産学官連携活動及び知的財産活動の促進を行っており、これらの組織が相互に連携することで、積極的かつ有用な研究マネジメントが実施されている。また、資源配分の面においては、「教育研究等に係る全学経費」配分方針・要領に基づき、学部の枠を超えた全学的視点から、学長が判断して資源配分を行っている（特別配分経費（学内COE経費）は配分審査会の議を経る）。

<教育研究プログラム戦略本部>

岡山大学は、中国・四国地域の中核大学としての責務を果たすとともに、産業・社会情勢などの変化及び学問領域の新たな発展に対応し、学部・研究科等の枠を超えて教育の高度化及び

研究の活性化を戦略的に推進することを目的として、平成20年6月に学長を本部長とする「教育研究プログラム戦略本部」(以下、「本部」という。)を設置した。本部は、目的別教育プログラムの企画支援を行う教育プログラム部門、大型プロジェクト研究の企画支援を行うプロジェクト研究部門、教育研究の推進に係る具体的な環境整備の支援を行う環境整備部門の3部門から構成されており、以下の事項に係る意思決定を行っている。(資料2「岡山大学教育研究プログラム戦略本部の設置に関する規程」参照)

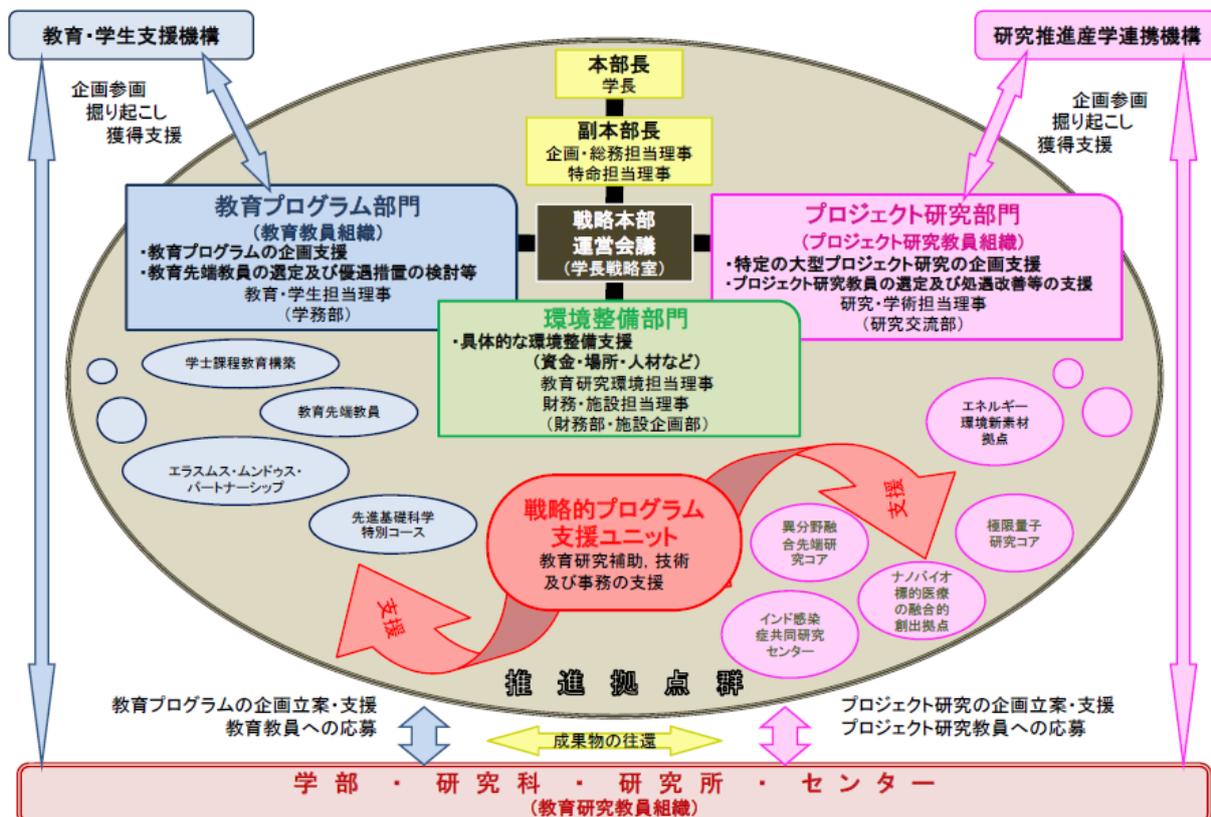
教育研究プログラム戦略本部の主な業務

- ・ 目的別教育プログラムの企画支援及び実施
- ・ 大型プロジェクト研究の企画支援及び実施
- ・ 教育に専念する教員の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討
- ・ プロジェクト研究に専念する教員の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討
- ・ 教育研究の推進に係る具体的な環境整備の支援 等

また、岡山大学は、平成21年度に戦略本部内に「戦略的プログラム支援ユニット」を設置し、目的別教育プログラムや大型プロジェクト研究の補助等の支援並びに技術及び事務の支援が行える体制を整備した。

教育研究プログラム戦略本部

2010.12



<研究推進産学官連携機構>

研究推進産学官連携機構（以下、「連携機構」という。）は、平成15年に設置した研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）から幾度かの改編を経て、平成20年4月に新技術研究センター、産学官融合センター等の学内組織を統合したもので、現在は「研究推進本部」、「産学官連携本部」、「知的財産本部」、「社会連携本部」、「新医療創造支援本部」の5本部が設置されるとともに、技術指導や共同研究のマッチング等を支援する「産学官融合センター」、起業家支援を行う「新技術研究センター」を連携機構内部に擁し、相互に密接に連携し戦略的に学術研究の推進を図るとともに、研究の成果である知的財産を組織的に管理、活用し、産学官連携により成果を社会に還元している。また、連携機構では、研究交流部と連携し、科研費等外部資金獲得のための情報入手法、申請/応募書類の書き方講習会の開催、共同/受託研究契約の契約締結、執行管理支援、研究の成果として生じる知財形成、管理や特許取得支援など、体系的な研究支援を行っている。さらに、連携機構では、若手研究者育成のためのスキームとして、若手研究者のスタートアップ支援、次世代研究者による異分野研究連携の育成・支援、優れた若手トップ研究者の顕彰を行うとともに、今年度より学内COE経費の一部を若手研究者の研究支援経費に充て、審査の上、優れた研究計画を提示した者に配分している。若手研究者に対する学内の研究推進事業については、2-2で概説する。（資料3「岡山大学研究推進産学官連携機構規程」参照）

○研究推進産学官連携機構が実施する学内の若手研究者支援プログラム

【スタートアップ研究支援事業】

岡山大学に新たに採用された若手研究者に対して、研究費支援措置を含む研究環境の整備を行うことにより、研究者としてのスタートアップ支援を行う。

【若手トップリサーチャー研究奨励事業】

岡山大学の特に優れた若手研究者に対して顕彰を行うと共に、研究奨励費を措置することにより、国際的に活躍できる若手研究者の養成を図る。

【次世代研究者・異分野研究連携育成支援事業】

岡山大学における異分野の融合領域の研究を推進するため、次世代を支える学内の若手の研究者間、特に異分野研究領域に属する研究者の組み合わせを優先して、数人程度の小規模、研究連携体の創出・育成を図る。そのための活動支援を行う。

○ 第三者機関を利用した研究領域の分析

連携機構を中心に、トムソン・ロイター社のデータベース University Science Indicator (USI) 及び Institutional Citation Report (ICR) により、岡山大学の強みのある学問領域、その領域を支えるキーパーソンについて、独自に分析を行っている。

この世界規模での学術データベースによる分析結果は、戦略的な拠点群や、重点研究領域育成プロジェクト群の構築に向けた支援情報として活用されている。

○ 研究者カタログ

連携機構において、CD版「研究者カタログ」を毎年発行し、学内外に配布している。これは、自主的に掲載を申し出た教員個人についてのミニ・データベースであり、その中身は学内外に向けての教員自身のセールスポイントや、学内外との共同研究に積極的に取り組む意思表示と、その際の教員個人のポリシーが明記されており、さらに代表的な研究業績とともに、約800名の教員データがCD一枚にまとめられている。パソコンで「自由なキーワード」で検索できる利便性もあり、ニーズに合致する意欲的な学内研究者を絞り込むため、学外者からのみならず、学内での研究者探しにも有用である。

2-2 研究推進の特徴的展開・実施

○全学研究プロジェクト

岡山大学は、教育研究プログラム戦略本部のもとに、特定の教育研究プログラムの実施を行うための推進拠点を設置し、各プログラムを実施する体制を構築している。この推進拠点は、岡山大学の中期目標・中期計画において、大学として重点化する研究分野として記載している観点と対応しており、これらの拠点到携わる教員は「プロジェクト研究教員」として認定され、研究に特化するための、優遇措置（管理・運営業務等の軽減など）が受けられる仕組みになっている。

《推進拠点一覧》

名称	推進する教育研究プログラムの課題名等
異分野融合先端研究コア	自立若手教員による異分野融合領域の創出（科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」（文部科学省））
ナノバイオ標的医療の融合的創出拠点	ナノバイオ標的医療の融合的創出拠点の形成
極限量子研究コア	ニュートリノ質量分光に関する研究
インド感染症共同研究センター	インド国を拠点とした感染症研究国際ネットワーク推進プログラム（感染症研究国際ネットワーク推進プログラム（文部科学省））
エネルギー環境新素材拠点	エネルギー生産、貯蔵、輸送有機新素材研究

（出典：岡山大学教育研究プログラム戦略本部の設置に関する規程）

○若手研究者への積極的な支援

岡山大学では、特に若手研究者を支援するために、以下のとおり多様な支援事業を行っている。

（1）スタートアップ研究支援事業

目的

岡山大学に新たに採用された若手研究者に対して、研究費支援措置を含む研究環境の整備

を行うことにより、研究者としてのスタートアップ支援を行う。

資格

- ・岡山大学に在籍する常勤の教員（39歳以下（採用時））で、平成22年1月2日～平成23年1月1日の間に新規に採用された者。

スタートアップ研究支援費の措置等

- ・スタートアップ研究支援費として80万円を措置する。当該スタートアップ研究支援費は、研究環境の整備、研究活動、研究成果発表等の経費として使用することができる。
- ・配分日以降2年を経過して残額がある場合には返還するものとする。
- ・スタートアップ支援費を措置された者は、措置後2年以内に科学研究費補助金に応募する義務を負う。

(2) 若手トップリサーチャー研究奨励事業

目的

岡山大学の特に優れた若手研究者に対して顕彰を行うと共に、研究奨励費を措置することにより、国際的に活躍できる若手研究者の養成を図る。

資格

- ・岡山大学に在籍する39歳以下の常勤の教育職員で、常勤職員として採用後3年以上の者。
- ・競争的研究資金の獲得実績のある者。

授賞等

- ・授賞数は2件程度とし、受賞者には賞状を学長から授与するとともに、研究奨励費200万円（2年度間分）を措置する。当該研究奨励費は、研究活動、国外の研究機関・研究者との交流、研究成果発表等に要する経費に使用することができる（ただし、残額がある場合は大学に返還する。また、受賞者が当該研究奨励費を使用することができるのは岡山大学在籍（常勤に限る）期間中である。）。

上記（1）及び（2）に係る研究支援は、原則として2年間とする。なお、次年度以降の当該研究奨励費への応募はできない。

(3) 次世代研究者・異分野研究連携育成支援事業

目的

岡山大学における異分野の融合領域の研究を推進するため、次世代を支える学内の若手の研究者間、特に異分野研究領域に属する研究者の組み合わせを優先して、数人程度の小規模研究連携体の創出・育成を図る。

資格

連携体は2つ以上の異なる研究分野の連携により組織されるのが望ましい。研究連携体は学内外の研究機関・研究者等との共同研究・連携事業の基盤となる研究グループや、科学研究費補助金などの外部研究資金申請に繋がる研究テーマを開拓し、その申請の基盤と

なる研究グループなどをさす。研究連携体の構成員は原則として岡山大学の若手教員とする。学外機関の若手研究者も参加可能であるが、研究代表者は岡山大学の若手研究者とする。

支援内容

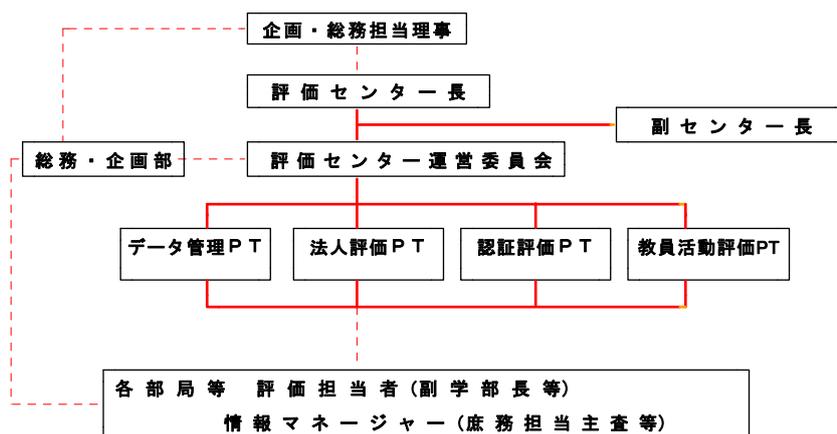
- ・ 研究連携体の採択数は10件程度とする。本事業に採択された研究連携体には、活動費として年間30万円～50万円を限度として措置する。当該活動費は、他大学交流、見学会、旅費、招待講演、資料収集などの経費として使用することができる（ただし、残額がある場合は大学に返還する）。
- ・ 上記に係る活動支援は原則として2年間とする（同じテーマで再度の応募はできない）。

3. 評価体制

岡山大学では、平成16年度から全学センターとして、企画・総務担当理事の下に「評価センター」を設置（平成18年6月からは、学長直轄の組織へ変更、平成22年4月から企画・総務担当理事の下に変更）し、1）評価の基本方針に関すること、2）年度評価、3）認証評価、4）法人評価、5）評価結果に基づく検証及び改善策等に対応している。

また、評価センター内に、特定の事項を検討・企画し実施するプロジェクトチームを配置するとともに、各部局においても、評価担当者（副学部長クラス）や、評価に関する資料・データ収集などを行う情報マネージャー（庶務担当主査等）を配置して、評価体制の充実を図っている。（資料4「岡山大学評価センター規程」、資料5「岡山大学評価センター運営委員会内規」参照）

《評価センター組織図》



4. 大学として実施されている主な評価

岡山大学では、法人評価、認証評価への対応以外に、個人を対象とした「教員活動評価」、部局を対象とした「部局自己評価」を実施している。ほか、大学として戦略的に推進する学部・研究科等の枠を超えたプロジェクト研究に関して、平成21年2月に「岡山大学プロジェクト

研究評価委員会要項」を定め、学外の有識者による外部評価を導入し、進捗状況の把握及び改善の助言を行う委員会の設置を決め、研究の水準・成果について多面的評価を行い、研究上の競争力を検証する体制を整えている。各々の評価について概説する。

4-1 教員活動評価

1) 目的

教員の意識改革と教育研究活動等の活性化を促すことや、業績・活動状況と評価結果を公表することにより、社会に対する説明責任を果たす目的で、「教員個人評価」を平成14年度に試行実施、試行結果を受けて制度の見直しを行い平成16年度から本格実施している。その後、人事評価制度の導入に準拠して、平成19年度から「教員人事評価」制度を導入し、評価結果を給与等の処遇に反映させ、さらに平成20年度には「教員個人評価」と「教員人事評価」の異なる評価制度を整理・統合し、「教員活動評価制度」をスタートさせ、以後、毎年実施している。(資料6「岡山大学教員活動評価実施規程」参照)

2) 評価プロセス

教員は、Webシステムに各種データを入力するとともに、研究科・学部等の評価単位毎に定められた様式の「教員活動評価調書」を作成し、提出する。これを受けて、部局長等は、評価単位で定めた評価基準を基に領域別評価及び総合評価を実施する。評価結果は、部局長等のコメントを付して教員にフィードバックされ、その後の教育研究等にいかされるとともに、総合評価1(問題あり)と評価された教員からは改善計画書を提出させ、改善を図る。

4-2 部局自己評価

1) 目的

部局の自己評価を定期的実施することにより、部局における諸活動の状況を明らかにし、組織の活性化を促すとともに、改善方策の立案に役立て、大学の教育研究活動等の水準の向上を図ることを目的としている。(資料7「岡山大学部局自己評価実施規程」参照)

2) 評価プロセス

部局ごとに設定した目標の達成度を評価する「組織目標評価」と当該部局における教育研究活動の現況を分析して評価する「現況分析評価」により実施されており、組織目標評価は毎年度、年度当初に部局長が、「教育」「研究」「社会貢献(診療を含む)」の三つの評価領域について当該部局の実施目標を定め、当該年度末に、その達成状況について評価し、この評価結果について組織目標評価報告書を作成の上、学長に提出する。「現況分析評価」は、法人評価に対応する形で、「教育」「研究」「社会貢献」及び「管理・運営」の評価領域により、該当の部局が中期目標の期間の5年目に当たる年度に実施する。(資料8「岡山大学部局組織目標評価実施要項」、資料9「岡山大学部局現況分析評価実施要項」参照)

4-3 プロジェクト研究評価

1) 評価体制

岡山大学プロジェクト研究評価委員会要項に定める委員会委員は以下のとおり。(資料10「岡山大学プロジェクト研究評価委員会要項」参照)

- ・ 研究・学術担当理事が兼ねる副学長
- ・ 研究推進産学官連携機構の副機構長のうちから機構長が指名する者
- ・ 研究推進産学官連携機構研究推進本部長
- ・ 岡山大学の教員 若干人
- ・ 学外の有識者 若干人

2) 評価プロセス

プロジェクト研究については、事前評価を学内委員会で実施するとともに、原則として研究期間前半において、研究実施体制や研究課題の焦点化等研究の基本的方向性に関する評価を実施し、改善点等の助言を行っている。

評価にあたっては、プロジェクトの内外研究動向(独創性と方向性)、研究計画とその実現性、メンバーの研究潜在能力、中間期での到達期待度(研究スピード)、成果の波及効果などの観点から評価基準を設定しており、評価者は、原則として当事者からの推薦、並びに学内外の専門家からのアドバイスにより選定している。

5. 部局で実施されている研究マネジメント・評価

自然科学研究科は、理学部、工学部、環境理工学部、農学部の4学部にも所属する教員が主体となり、これに資源植物科学研究所、及び地球物質科学研究センター等の自然科学系教員が協力して各専攻に参加する形で構成されている。自然科学の基礎となる理学の基礎分野を広くカバーすると同時に、工学、農学などの応用分野を展開する専攻が設置されていることから、分野横断型、分野融合型の新学術領域の創出を進めることを研究科の目的として掲げており、実際に、異分野融合型研究プロジェクトの実施や積極的な産学官連携活動の推進が行われている。ここでは、自然科学研究科におけるマネジメント・評価について概説する。

5-1 自然科学研究科におけるマネジメント

自然科学研究科が主導する先端的、学際的、啓発的な教育研究を企画・実行する中心組織として、平成20年4月に、先端自然科学教育研究推進本部が設置されており、研究科のプロジェクトの企画・発展及び若手教員の育成を担っている。先端自然科学教育研究推進本部は、教育企画部門、研究企画部門、科学啓発教育部門から構成されており、研究においては、研究企画部門に設置された研究機各部門WGが、同科における研究業績、獲得外部資金実績、学術的に高度または社会的インパクトの大きな研究に関する情報をもとに、概算要求課題の重点研究課題の選定作業を行うなど、重要なマネジメント機能を担っている。

この選定作業を経て策定された重要課題は、実績に応じて、研究課題として将来性に優れ、

研究科として裁量経費などを充てて発展を図る研究グループ「ユニット」と、これらのうち相当の外部資金獲得実績があり、今後も顕著な業績が挙げることが期待されるプロジェクト「センター」に分類される。自然科学研究科には、平成22年度10月現在、「アクチュエータ研究センター」「エネルギーデバイスリサーチセンター」「バイオジナスマテリアルセンター」が設置されている。

また、科学啓発教育部門では積極的なアウトリーチ活動により、組織的に研究成果を小・中・高校生や一般の人々に伝える取組みを実施している。具体的な取組みは以下のとおり。

(1) 科学先取り岡山コース

卓越した能力を持つ中・高生に、大学院での研究成果を伝えるとともに、その研究の一部を体験させ、将来の科学者へと誘うプログラム（H20年度科学技術振興機構「未来の科学者養成講座」プログラムに採択）

(2) 科学Tryアングル岡山

岡山の主要三都市（岡山、倉敷、津山）に位置する自然科学系大学、高専、研究所が連携し、それぞれの特徴と教育研究資源を結集して「科学による地域の活性化」に挑戦する事業。児童生徒、大学生、学校教員、留学生、社会人までの多様な住民に参加してもらい、科学好きの生徒を増加させることから始まり、先進的科学的教育の開発、新産業分野の開拓や企業への科学人材供給、留学生を含む様々な人材の交流により、地域の科学人材の定常的流れを構築することに貢献することを目的として、実施している。（平成20年度文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携プログラム」に採択）

5-2 自然科学研究科における評価

教員活動評価については、講座を最小単位として実施され、それぞれの評価実施単位での評価基準を設けて、厳正に行われている。評価は研究科長により統括され、また、教育などの貢献の評価が公正に行われるように学部長などの意見聴取が可能であるような規定となっている。評価結果は昇給などの判断材料とされ、役職に応じた各領域（教育、研究、社会貢献、管理・運営）への共通の重みを設定している。

部局の評価としては自己評価を実施しており、「教育」「研究」「社会貢献」の評価領域毎に達成度評価と客観的な指標による評価を行い、組織目標評価報告書として公開している。なお、研究部門における「センター」は、今後、国際的な評価を受けることも予定している。

6. 文部科学省研究開発評価推進検討会委員からのコメント

平成22年10月21日に岡山大学におけるマネジメント及び評価活動に関する意見交換を実施し、岡山大学におけるマネジメント及び評価活動を確認した。

意見交換には、研究開発評価推進検討会委員である小湊 卓夫氏（九州大学高等教育開発推進センター准教授）及び畠田 敏行氏（茨城大学評価室助教）に同席いただいた。後日、両委員か

ら、下記のコメントが寄せられた。

1) 大学全体について

区分	コメント欄
目標・計画、研究戦略（方向性）の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的に上位の研究機関になる、という明確な目標を定め、概要含め学内外に明確に示している。 ・ 第 2 期中期目標計画の策定時に大学執行部と部局長が合宿をし、大学の方向性（学都・岡山大学創成）の全学的な共有を図った。
体制・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究推進産学官連携機構が研究交流部と一体となって、研究マネジメントを行っている。 ・ 研究担当理事を学外（研究開発系独立行政法人）から招き、学内にいながら第三者的に研究活動を捉え、マネジメントを行っている。
研究活動の現状把握 ・ 分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究・学術担当理事が第 2 期中期目標期間に入る前に、各部署を回り、全学的な研究方針について説明した上で議論を行うことで、全学的に意識を共有して活動を行えるように工夫している。 ・ 学長戦略室においてトムソン・ロイターの研究データベースの分析を行い、岡山大学の強み、弱みなどを明らかにし、全学的な重点領域構築へ向けた情報を提供している。 ・ 顕著な研究成果のプレス発表などを研究推進本部などで把握しており、その研究成果からトップダウン的に拠点形成を行う準備をしている。
目標・計画、研究戦略（方向性）を実現するための施策の構築・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長を本部長とする「教育研究プログラム戦略本部」に振興調整費事業など、5つの大型プロジェクト研究事業を拠点として位置付け、運用している。 ・ 科研費に全員がアプライするよう方針を定め、基盤的研究経費の確保に努めている。 ・ 新任の若手研究者にスタートアップ資金を配分したり、若手トップリサーチャー顕彰制度などで、若手研究者のモチベーションを上げるとともに、研究環境の向上を図っている。 ・ 学内 COE 制度を設け、研究シーズを育てる活動を行っている。これまではボトムアップでの提案型で進めてきたが、現在では、いくつかの研究を束ねたりするなど、トップダウンで研究グループを組織化する方式に変えた。
体制・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学長戦略室があり、教員職員協働体制で研究戦略の方向性などを議論している。

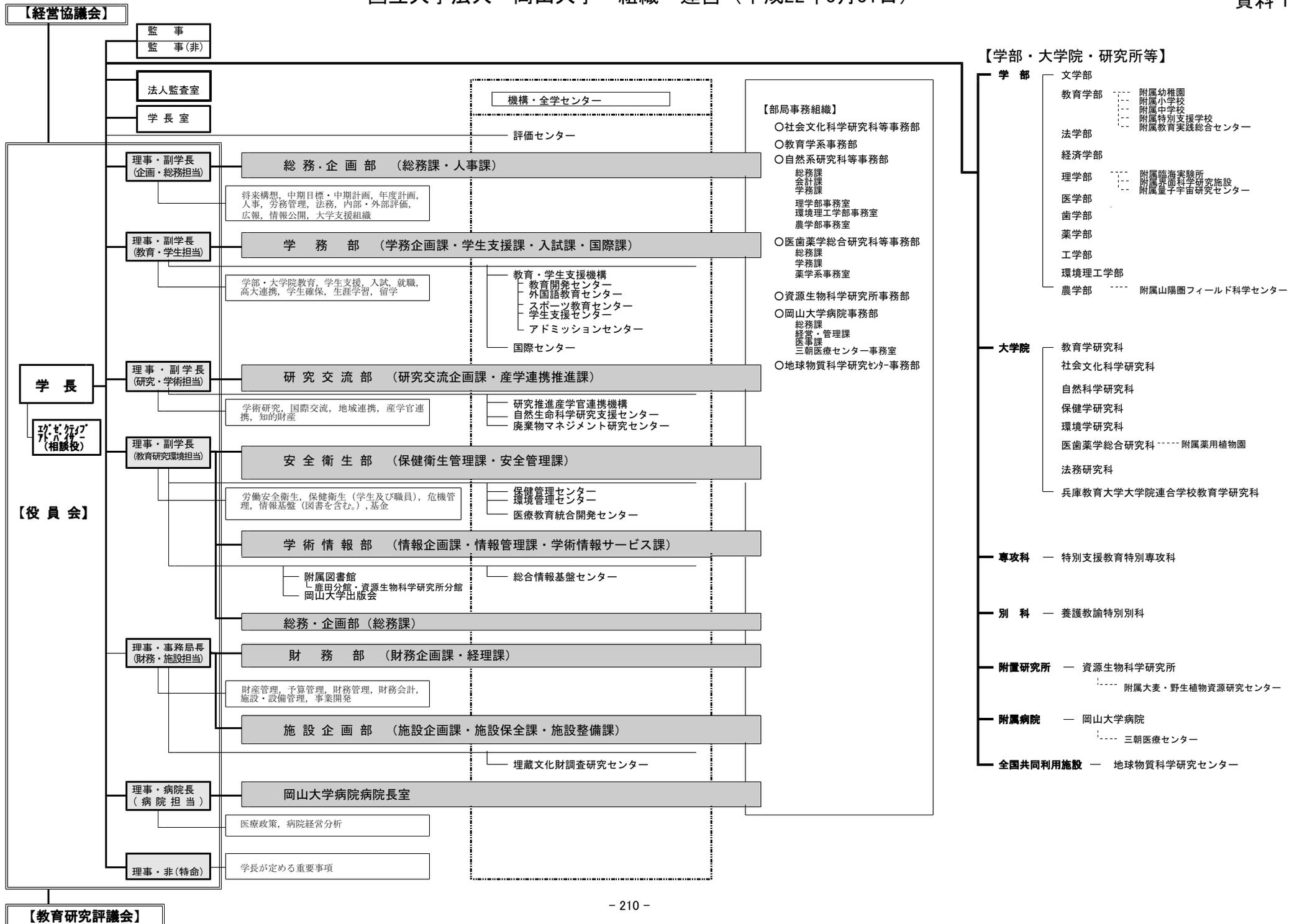
	<ul style="list-style-type: none"> ・テニユアトラック制度を活用した研究者コミュニティの活性化を試みている。 ・教員評価制度は、全国の先駆けとなった大学であり、評価結果の活用（インセンティブの付与）がなされており、他大学の範となるような取り組みを続けている。
評価の実施における工夫、特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的に著名な研究者を外部評価委員として招聘するなどして、常に国際的な視点を踏まえた現状把握を行っている。
施策の効果の検証・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山大学が重点的に進める「全学的プロジェクト研究」については、中期計画にも研究成果や体制を検証・評価することを定め、外部評価を実施し、改善を行う体制を構築している。
アウトリーチ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学長戦略室は、広報機能も司っており、全学的に一元化されたアウトリーチ活動の一端を担っている。 ・特に産学連携などについては、フェア等に積極的に参加し、企業等との共同研究に結びついている。

2) 部局について

区分	コメント欄
目標・計画、研究戦略（方向性）の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・系ごとの研究業績をとりまとめ研究科の研究戦略に活かしている。例えば、研究科長裁量経費などの予算配分の基礎資料にそれらの情報を活用している。 ・研究科として、重点化する分野を選び、センター、ユニット制を用いて、育成、発展させている。
目標・計画、研究戦略（方向性）を実現するための施策の構築・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・研究科長室を設置し、研究科長を中心としたマネジメントを実施している。学部長は研究科長などは兼ねず、主に学士課程教育を司る。 ・研究科内に先端自然科学教育研究推進本部を設置し、研究プロジェクトの企画、運営（センターとユニット）、若手研究者の育成などを行っている。
施策の効果の検証・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト研究については、中間、事後評価を実施し、効果の検証を行っている。
アウトリーチ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・科学啓発という観点では、理数系に意欲や能力を持つ小中学生、高校生をそれらの学校教員と協働で最先端の科学に触れさせ、次世代の科学人材育成を行っている。

3) その他のコメント

- 教員評価では先進的な大学ということもあるのか、教員の活動の web 入力がかかなり進んでおり、それらが意思決定の基礎資料に用いられている実例があり、意思決定のための基礎情報の収集が充実している、という印象を受けた。
- 民間企業からコーディネーターを採用するなど、外部人材の登用・活用を積極的に行っている。



岡山大学教育研究プログラム戦略本部の設置に関する規程

〔平成20年6月25日〕
岡大規程第79号

改正 平成21年 1月13日規程第1号

平成21年 9月10日規程第49号

平成21年10月 2日規程第53号

平成22年 2月16日規程第2号

平成22年 3月31日規程第26号

平成22年 7月 8日規程第65号

(設置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、本学が中国・四国地域の中核大学としての責務を果たすとともに、産業・社会情勢などの変化及び学問領域の新たな発展に対応し、学部・研究科等の枠を超えて教育の高度化及び研究の活性化を戦略的に推進することを目的として、岡山大学教育研究プログラム戦略本部（以下「戦略本部」という。）を置く。

(業務)

第2条 戦略本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる必要な業務を行う。

- 一 目的別教育プログラムの企画支援及び実施
- 二 大型プロジェクト研究の企画支援及び実施
- 三 教育に専念する教員（以下「教育教員」という。）の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討
- 四 プロジェクト研究に専念する教員（以下「プロジェクト研究教員」という。）の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討
- 五 教育研究の推進に係る具体的な環境整備の支援
- 六 その他第4条に定める本部長が必要と認めた業務

(部門)

第3条 戦略本部に、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 教育プログラム部門
 - 二 プロジェクト研究部門
 - 三 環境整備部門
- 2 教育プログラム部門は、目的別教育プログラムの企画支援並びに教育教員の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討等を行う。
- 3 プロジェクト研究部門は、大型プロジェクト研究の企画支援並びにプロジェクト研究

教員の選定及び当該教員に対する優遇措置の検討等を行う。

- 4 環境整備部門は、教育研究の推進に係る具体的な環境整備の支援等を行う。

(本部長)

第4条 戦略本部に、本部長を置く。

- 2 本部長は、学長とする。
- 3 本部長は、戦略本部を代表し、その業務を総括する。

(副本部長)

第5条 戦略本部に、副本部長を置く。

- 2 副本部長は、企画・総務担当理事が兼ねる副学長及び特命担当理事とする。
- 3 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(部門担当者)

第6条 第3条第1項各号に定める部門に、部門担当者を置く。

- 2 教育プログラム部門の部門担当者は、教育・学生担当理事が兼ねる副学長及び学務部長とする。
- 3 プロジェクト研究部門の部門担当者は、研究・学術担当理事が兼ねる副学長及び研究交流部長とする。
- 4 環境整備部門の部門担当者は、教育研究環境担当理事が兼ねる副学長、財務部長及び施設企画部長並びに財務・施設担当理事とする。

(ユニット)

第7条 戦略本部に、戦略的プログラム支援ユニット（以下「ユニット」という。）を置く。

- 2 ユニットの目的別教育プログラム及び大型プロジェクト研究（以下「教育研究プログラム」という。）に対して、直接に、教育研究の補助並びに技術及び事務の支援を行う。
- 3 ユニットの次に、次の各号に掲げる職員を置く。

一 ユニット長

二 その他必要な専任又は兼任の職員

- 4 ユニット長は、本学の教員のうちから、本部長が指名する。
- 5 ユニット長は、本部長の監督の下に、ユニットにおける業務を掌理する。
- 6 ユニットの事務は、関係部課の協力を得て、研究交流部において処理する。

(運営会議)

第8条 戦略本部に、教育研究プログラム戦略本部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 教育研究プログラムの企画支援に関する事項

- 二 次条に定める推進拠点の設置及び改廃に関する事項
 - 三 推進拠点に置く専任教員（教員に相当する職種に雇用する特別契約職員を含む。）の人事に関する事項
 - 四 その他戦略本部の運営に関する重要事項
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- 一 本部長
 - 二 副本部長
 - 三 部門担当者
 - 四 学長戦略室長
 - 五 その他本部長が必要と認める者
- 4 本部長は、運営会議を主宰し、その議長となる。
(推進拠点)
- 第9条 戦略本部に、特定の教育研究プログラムの実施を推進する拠点（以下「推進拠点」という。）を置く。
- 2 推進拠点の名称及びその推進する教育研究プログラムの課題名等は、別表のとおりとする。
 - 3 推進拠点には、その教育研究プログラムの内容に応じて、専任の職員を置くことができる。
 - 4 推進拠点の事務は、関係部課の協力を得て、当該推進拠点を管理する部課において処理する。
(ユニット及び専任の職員を置く推進拠点に関する特例)
- 第10条 ユニット及び専任の職員を置く推進拠点に対する次の諸規則の規定の適用については、ユニット及び当該推進拠点を部局（又は部局等）とみなす。
- 一 岡山大学組換えDNA実験安全管理規則（平成16年岡大規則第24号）
 - 二 国立大学法人岡山大学環境管理規則（平成16年岡大規則第31号）
 - 三 国立大学法人岡山大学の人事に関する権限の委任等に関する規程（平成16年岡大規程第57号）
 - 四 国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）
 - 五 国立大学法人岡山大学公益通報者保護規程（平成18年岡大規程第6号）
 - 六 国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成19年岡大規程第6号）
 - 七 国立大学法人岡山大学危機管理規程（平成19年岡大規程第63号）
 - 八 国立大学法人岡山大学における公的研究費等の不正使用等防止に関する規程（平成19年岡大規程第70号）

九 国立大学法人岡山大学文書管理規程（平成21年岡大規程第55号）

- 2 専任の職員を置くユニット及び推進拠点に対する国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）の規定の適用については、ユニット長及び当該推進拠点の長を部局長等とみなす。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、戦略本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月8日から施行する。

別表（第9条第2項関係）

名 称	推進する教育研究プログラムの課題名等
異分野融合先端研究コア	自立若手教員による異分野融合領域の創出 〔科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備促進」（文部科学省）〕
ナノバイオ標的医療の融合的創出拠点	ナノバイオ標的医療の融合的創出拠点の形成
極限量子研究コア	ニュートリノ質量分光に関する研究
インド感染症共同研究センター	インド国を拠点とした感染症研究国際ネットワーク推進プログラム 〔感染症研究国際ネットワーク推進プログラム（文部科学省）〕
エネルギー環境新素材拠点	エネルギー生産，貯蔵，輸送有機新素材研究

岡山大学研究推進産学官連携機構規程

平成16年4月1日
岡大規程第98号

改正 平成18年 3月 9日規程第20号

平成19年 3月30日規程第24号

平成20年 3月31日規程第 3号

平成20年11月25日規程第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号）第27条第4項の規定に基づき、岡山大学研究推進産学官連携機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自己評価等)

第2条 機構は、機構に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(本部)

第3条 機構に、次の各号に掲げる本部を置く。

- 一 研究推進本部
- 二 産学官連携本部
- 三 知的財産本部
- 四 社会連携本部
- 五 新医療創造支援本部

2 本部に関し、必要な事項は、別に定める。

(センター)

第4条 機構に、次の各号に掲げるセンターを置く。

- 一 新技術研究センター
- 二 産学官融合センター

2 センターに関し、必要な事項は、別に定める。

(業務)

第5条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 研究推進に係る方策の企画・立案・実施に関すること。
- 二 産学官連携に係る方策の企画・立案・実施に関すること。
- 三 知的財産の管理・活用・保護に関すること。
- 四 知的資源の社会還元の実現に関すること。
- 五 新医療創造の推進に関すること。

(職員)

第6条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 機構長
- 二 副機構長
- 三 専任教員
- 四 その他必要な職員

2 前項各号に掲げる職員のほか、機構に、国立大学法人岡山大学客員教授及び客員准教授に関する規程（平成16年岡大規程第55号）により客員教授の名称を付与された者を勤務させることができる。

3 職員は、機構長及び副機構長の命を受け、機構の業務に従事する。

（機構長）

第7条 機構長は、国立大学法人岡山大学役員規則（平成16年岡大規則第3号）第5条第1項第3号に規定する研究・学術担当理事が兼ねる副学長をもって充てる。

（副機構長）

第8条 副機構長は、本学の専任教員の中から2人を、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副機構長のうち機構長があらかじめ指名する副機構長は、機構長に事故あるときは、その職務を代理する。

（本部長及びセンター長）

第9条 第3条第1項の各本部に本部長を、第4条第1項の各センターにセンター長を置く。

2 本部長又はセンター長は、それぞれ本部又はセンターにおける業務を掌理する。

3 本部長及びセンター長は、本学の職員の中から機構長が指名する者をもって充てる。

4 本部長及びセンター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営会議）

第10条 機構に、国立大学法人岡山大学管理学則第50条第2項に規定する運営委員会として、岡山大学研究推進産学官連携機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し、必要な事項は、別に定める。

（機構参与）

第11条 機構に、機構参与を置くことができる。

2 機構参与は、機構長の求めに応じ、本学の研究推進及び産学官連携に対して助言又は提案を行う。

3 機構参与に関し、必要な事項は、別に定める。

（産学官連携協力員）

第12条 機構に、産学官連携協力員を置くことができる。

2 産学官連携協力員は、本学のシーズと企業等のニーズのマッチング等産学官連携の推進に係る活動を行う。

3 産学官連携協力員に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 機構の事務は、研究交流部研究交流企画課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 岡山大学産学官融合センター規程（平成18年岡大規程第25号）、岡山大学新技術研究センター規程（平成18年岡大規程第26号）及び岡山大学社会連携センター規程（平成18年岡大規程第27号）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成20年11月25日から施行する。

2 この規程の施行後最初に指名されるセンター長の任期は、第9条第4項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

岡山大学評価センター規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第97号

改正 平成17年3月24日規程第2号
平成18年6月8日規程第60号
平成19年3月30日規程第32号
平成20年3月31日規程第32号
平成22年3月31日規程第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）第26条の規定に基づき、岡山大学評価センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、岡山大学（以下「本学」という。）における評価を通して、本学の教育研究等の質的な保証、活動の活性化を図るとともに社会への説明責任を果たすことを目的とする。

(自己評価等)

第3条 センターは、センターに係る自己点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けることを原則とする。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 評価の基本方針に関すること。
- 二 年度評価に関すること。
- 三 認証評価に関すること。
- 四 法人評価に関すること。
- 五 評価結果に基づく検証及び改善策に関すること。
- 六 その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職員)

第5条 センターに次に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任教員
- 四 兼任教員
- 五 協力教員
- 六 その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任教員のうちから、学長が任命する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センターを代表し、その業務を総括する。

(副センター長)

第7条 副センター長は、本学の専任教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。

(兼任教員及び協力教員)

第8条 兼任教員及び協力教員は、本学の専任教員で、評価の業務に関する専門的知識・識見を有するもののうちから、センター長が任命する。

2 兼任教員の任期は2年以内とし、再任することができる。

(情報マネージャー)

第9条 国立大学法人岡山大学役員規則（平成16年岡大規則第3号。以下「役員規則」という。）第5条に定める理事が所掌する各部及び岡山大学自己評価規則（平成16年岡大規則第22号）第2条に定める各部局に、評価に関する資料・データを収集するため、情報マネージャーを置く。

2 理事及び部局長は、年度始めにセンター長に情報マネージャーの氏名を提出しなければならない。また、年度の中で情報マネージャーを交代させたときは、遅滞なくセンター長に届け出なければならない。

3 情報マネージャーは、センター長の求めに応じて評価に関する資料・データを定められた期日までに提出しなければならない。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、岡山大学評価センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第11条 センターの事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年6月8日から施行する。

2 第6条第1項の規定により学長がセンター長を任命する間のセンター長は、役員規則第5条第1項第1号に規定する企画・総務担当理事が兼ねる副学長をもって充てる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

岡山大学評価センター運営委員会内規

〔平成18年6月8日〕
学 長 裁 定

改正 平成19年3月20日

平成20年3月24日

平成22年4月 1日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学評価センター規程（平成16年岡大規程第97号）第10条第2項の規定に基づき、岡山大学評価センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 運営委員会は、岡山大学評価センター（以下「センター」という。）に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センターの業務及び運営に関する重要事項
- 二 その他センター長が必要と認める重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 専任教員
- 四 兼任教員
- 五 総務・企画部総務課長
- 六 その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会の会議を主宰し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 運営委員会に、センターの業務に関する専門的事項を調査研究する必要があるときは、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程

〔平成20年4月24日〕
〔岡大規程第73号〕

改正 平成21年3月27日規程第22号

平成22年3月31日規程第59号

平成23年4月28日規程第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学自己評価規則（平成16年岡大規則第22号）に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）における、教員個人の教育研究活動等の点検・評価（以下「教員活動評価」という。）の実施に関する基本的事項について定める。

(評価の目的)

第2条 教員活動評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- 一 教員が、自己の活動を点検し、自己評価することによって、教員の意識改革を促すとともに、本学の教育研究活動等の活性化を促進する。
- 二 教員活動評価による活動の改善等の取組により、本学の高等教育機関としての教育研究の質を保証する。
- 三 教員の活動状況及び評価結果の公表によって、本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め、もって社会への説明責任を果たす。
- 四 教員の能力、実績を客観的かつ公正に評価し、評価結果を給与等の処遇へ適切に反映させる。

(評価の対象者)

第3条 教員活動評価の対象者は、国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成16年岡大規則第10号）第2条第1項第1号ロに定める常勤の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。ただし、助手については、当該職員の職務内容等を個別に考慮した上で、国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程（平成18年岡大規程第80号）第2条各号に掲げる職種区分により実施することができる。

2 部局長は、長期出張、育児休業等の特別な事情がある者については、評価の実施について考慮しなければならない。

(評価実施単位)

第4条 教員活動評価の評価実施単位は、原則として教員が所属する各学部、各研究科、資源植物科学研究所、地球物質科学研究センター、岡山大学病院、各全学センター及び研究推進産学官連携機構（以下「部局」という。）とする。ただし、部局で細分化の必要がある場合は、部局で評価実施単位を決めて実施することができる。また、教員が所属する部局以外に関係部局がある場合は、部局間の協議により評価実施単位を決めることができる。

2 評価実施単位ごとの評価結果の取りまとめは、部局長が行う。

(評価領域)

第5条 教員活動評価の評価領域は、教育、研究、社会貢献（診療を含む。）及び管理・

運営とする。

(評価項目)

第6条 教員活動評価の評価項目は、前条の各評価領域について、部局長が評価実施単位ごとに定める。

(配点基準及び評価基準)

第7条 部局長は、評価実施単位ごとに、各評価項目の最低及び加点・減点の配点基準を定めるとともに、配点基準により算出された点数（以下「評点」という。）による段階評価の評価基準を定め、所属する教員にあらかじめ公表する。

2 配点基準及び評価基準を定めるに当たり、部局長は、本学の目標及び第2条に定める評価の目的に沿うよう配慮するとともに、当該部局の目標、専門分野の特性等を考慮する。

(評価の実施)

第8条 教員活動評価は、毎年度実施する。

2 教員は、毎年度、教員活動評価調査票入力システムに自己の活動状況を入力するとともに、その入力情報に基づき、教員活動評価調書を作成し、部局長に提出する。

3 教員活動評価の構成は、領域別評価及び総合評価とする。また、評点を活用して給与査定を実施する。

4 部局長は、評価の実施に当たり、当該部局の評価の実施に関する専門的検討や実質的な作業を行う組織を置くことができる。

5 部局長は、評価結果を教員に別に定める方法によって通知し、教員が自己の評価結果に関して意見を申し出る機会を設け、その意見を聴取、又は意見に対して説明を行う。

6 部局長は、評価結果を取りまとめ、当該年度の12月末日までに学長に報告しなければならない。

(給与査定)

第9条 前条第3項に定める給与査定は、学長が行う部局評価と個人査定で構成し、個人査定は、部局長が行う第一次査定と学長が行う第二次査定の二段階により実施する。

2 学長は、部局評価及び第二次査定の実施に当たり、実質的な作業を行う組織を置くことができる。

3 学長は、部局評価と第二次査定のそれぞれの結果に基づき、教員の給与を決定する。

4 部局長は、部局評価の結果について異議又は不服があるときは、その旨を学長に申し出ることができる。

5 教員は、個人査定の結果について異議又は不服があるときは、その旨を苦情処理委員会に提起することができる。

(評価結果の活用)

第10条 部局長は、教員活動評価の結果を踏まえ、優れた活動を行っている教員に対して、その活動の一層の向上を促し、また、活動状況に問題のある教員に対しては、適切な指導及び助言等によって活動の改善等を促す。

2 学長は、第8条第6項に定める報告に基づき、必要に応じて部局長への適切な指導及

び助言を行い、組織の一層の発展を促す。

(評価結果による改善)

第11条 教員活動評価の結果において活動状況に問題のある教員は、活動の反省点や次年度における改善計画を記載した活動改善計画書を当該年度の1月末日までに部局長に提出し、活動の改善等に努めなければならない。

2 部局長は、活動改善計画書を取りまとめ、当該年度の3月末日までに学長に報告しなければならない。

3 部局長は、当該部局の組織目標を実現するため、評価結果を組織的な活動や適切な職務分担に活かすなど、管理運営上の改善に努めなければならない。

(評価結果の公表)

第12条 教員活動評価の結果は、大学全体として集計したものを、次年度の5月末日までに公表する。

2 教員活動評価調査票に入力された情報は、本学ホームページで公表する。ただし、個人情報など一部の情報は対象外とする。

3 公表の対象となる情報は、前年度までの過去3年度分とし、毎年度、9月末日までに入力した情報を当該年度の1月末日までに更新する。

(評価の実施体制)

第13条 教員活動評価の実施に関する全学的な方針の決定、全学的な集計及び公表、その他全学的調整等は、評価センターにおいて行う。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、教員活動評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成22年度に実施する給与査定から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

岡山大学部局自己評価実施規程

〔平成 21 年 3 月 27 日〕
 岡大規程第 21 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日規程第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山大学自己評価規則（平成 16 年岡大規則第 22 号）に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）の部局における教育研究活動等の状況について当該部局が自ら行う点検及び評価（以下「自己評価」という。）の実施に関し、基本的事項を定める。

(目的)

第 2 条 本学は、部局の自己評価を定期的実施することにより、部局における諸活動の状況を明らかにし、組織の活性化を促すとともに、改善方策の立案に役立て、本学の教育研究活動等の水準の向上を図る。

(定義)

第 3 条 この規程において「部局」とは、各学部、大学院各研究科、資源植物科学研究所、岡山大学病院、地球物質科学研究センター、全学センター、附属図書館及び研究推進産学官連携機構をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

(実施方法)

第 4 条 部局における自己評価は、部局ごとに設定した目標の達成度を評価する「組織目標評価」と、当該部局における教育研究活動の現況を分析して評価する「現況分析評価」により実施する。

2 部局長は、前項に規定するほか、必要に応じて独自の方法により自己評価を実施することができる。

(組織目標評価)

第 5 条 組織目標評価は、毎年度、実施する。

2 組織目標評価の評価領域は、原則として、「教育」、「研究」及び「社会貢献（診療を含む。）」とする。

3 部局長は、毎年度当初に、前項の各評価領域について当該部局の実施目標を定め、当該年度末に、その達成状況について評価する。

4 部局長は、前項の評価の結果について組織目標評価報告書を作成し、学長に提出する。

(現況分析評価)

第 6 条 現況分析評価は、中期目標の期間の 5 年目に当たる年度に実施する。

2 現況分析評価は、大学院各研究科、各学部、資源植物科学研究所及び地球物質科学研究センターにおいて実施する。

3 現況分析評価の評価領域は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」

とする。

4 第2項に定める部局長は、前項の各評価領域に係る当該部局の活動状況及びその成果等を分析し、評価する。

5 第2項に定める部局長は、前項の評価の結果について現況分析評価報告書を作成し、学長に提出する。

(実施体制)

第7条 部局長は、自己評価の実施に当たり、専門的検討や実質的な作業を行う組織を設置するとともに、当該部局における自己評価の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(評価結果の活用等)

第8条 自己評価の結果は、各部局の教育研究活動等の改善に活用するとともに、本学の経営に活用する。

2 自己評価の結果は、刊行物、ホームページ等への掲載その他の方法により公表する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、部局における自己評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

岡山大学部局組織目標評価実施要項

〔平成21年3月27日〕
学 長 裁 定

改正 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学部局自己評価実施規程（平成21年岡大規程第21号）以下「実施規程」という。）第9条の規定に基づき、実施規程第5条に定める部局の組織目標評価の実施に関し必要な事項を定める。

(組織目標)

第2条 部局長は、毎年度、当該組織の特性を踏まえた領域の目標を定め、構成員に周知し年度当初に評価センターを通じ学長に報告する。

(自己評価)

第3条 部局長は、組織目標に対する達成状況を成果とともに記載し、達成度を以下の4段階で自己評価するとともに、組織目標及び客観的指標の達成状況について総括し、次年度に向けた改善点等を明らかにする。

- 4：目標の達成状況が非常に優れている。
- 3：目標の達成状況が良好である。
- 2：目標の達成状況が概ね良好であるが、改善の余地もある。
- 1：目標の達成状況が不十分であり、改善を要する。

(報告)

第4条 部局長は、自己評価結果を組織目標評価報告書（別紙1）により毎年度3月末日までに学長へ報告するとともに所属の各教員に公表するものとする。

(部局評価)

第5条 学長は、大学経営に活用するため部局評価を実施する。

- 2 部局評価は、組織目標評価報告書に基づき、部局評価調書（別紙2）により組織目標の達成度を3段階で評価するとともに、部局長の給与査定に活用する。
3段階評価は、a（優れている）、b（適切）、c（改善を要する）とする。
- 3 部局評価結果は、部局評価通知書（別紙2）により部局長に通知し、部局長が評価結果に関して意見を申し出る機会を設ける。また、昇給及び勤勉手当に係る上位査定の部局配分数に反映させるとともに、大学経営にも活用する。

(公表)

第6条 組織目標評価の結果は、社会へ公表する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

組織目標評価報告書（平成 年度）

別紙 1

部局名：

	組織目標	達成状況（成果）
	（下記 3 項目について、特に目標とする客観的指標がある場合は、数値データを引用して記載してください。）	
教 育		達成度： 4 3 2 1
研 究		達成度： 4 3 2 1
社 会 貢 献		達成度： 4 3 2 1
評 価 の 客 観 的 指 標 ・ 定 義	事 項	定 義（抜粋）
	学部入試倍率	評価年度の前年に実施した入試と評価年度に実施した入試の志願倍率 算出方法：前期入試，後期入試，AO入試及び推薦入試毎及び各入試の合計により算出した「志願者÷募集人員（小数点 3 位を四捨五入）」の数値
	大学院充足率	評価年度と評価年度の翌年度の充足率 算出方法：4 月入学者の「入学者数÷入学定員（小数点 3 位を四捨五入）」の数値。
	留年・休学・退学者数	評価年度と評価年度の翌年度の留年・休学・退学者数 留 年：正規の在学年数を経過したにも関わらず卒業延期となっている者
	就職率 科研費申請率，科研費採択 件率，採択金額	評価年度のデータが揃わないこと等が想定されるため、比較可能な直近 3 年程度の推移・傾向から判断する。
	共同研究件数，受託研究件 数，受入金額	評価年度の前年と評価年度に実施しているとして公表した共同研究及び受託研究件数，受入金額
<p>【自己評価総括記述欄】※目標及び指標の達成状況について総括し、次年度に向けた改善点等を記載してください。</p>		

【達成度】 4：非常に優れている 3：良好である 2：概ね良好であるが改善の余地あり 1：不十分であり改善を要する

注）本様式は一般的な学部・研究科用であり、部局の特性に合わせて設定した領域・指標により修正してください。

部局評価調書・通知書

(平成 年度)

部局名：

評価 所見			
	部局評価 (該当の欄に○印)	a (優れている)	b (適切)
部局長評価	昇給 (5段階)	勤勉手当 (4段階)	

部局長名：

評価 結果 に 対 す る 意 見	
--	--

岡山大学部局現況分析評価実施要項

〔平成 21 年 3 月 27 日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、岡山大学部局自己評価実施規程（平成 21 年岡大規程第 21 号）以下「実施規程」という。）第 9 条の規定に基づき、実施規程第 6 条に定める部局の現況分析評価の実施に関し必要な事項を定める。

(現況分析及び自己評価)

第 2 条 部局長は、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「管理・運営」の領域について、分析項目ごとに定めた観点に沿って組織の現況分析を行い、その結果を総合した上で、分析項目ごとにそれぞれの組織で想定する関係者の期待に応えているか等の視点で自己評価する。

(1) 分析項目と基本的な観点

【教育】

分析項目	基本的な観点
教育の実施体制	基本的組織の編成 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制
教育内容	教育課程の編成 学生や社会からの要請への対応
教育方法	授業形態の組合せと学習指導法の工夫 主体的な学習を促す取組
学業の成果	学生が身につけた学力や資質・能力 学業の成果に関する学生の評価
進路・就職の状況	卒業（修了）後の進路の状況 関係者からの評価

【研究】

分析項目	基本的な観点
研究活動の状況	研究の実施状況 共同利用・共同研究の実施状況※
研究成果の状況	研究成果の状況（優れた研究業績）

※は全国共同利用機能を有する研究施設の場合

【社会貢献】

分析項目	基本的な観点
社会貢献活動の状況	教育研究成果の国民や社会への還元（国際的な貢献含む） 地域・国との連携・協力の推進 産学官連携による社会貢献の推進

【管理運営】

分析項目	基本的な観点
部局運営の状況	部局内における運営組織の体制，活動状況 取り組んだ運営上の工夫による成果，効果

(2) 自己評価

分析項目ごとに、「観点ごとの分析」の結果を総合した上で、当該組織の目的に照らして、以下の段階で自己評価し、その判断理由を記述する。

【教育】・【研究】・【社会貢献】

- Ⅳ 期待される水準を大きく上回る
- Ⅲ 期待される水準を上回る
- Ⅱ 期待される水準にある
- Ⅰ 期待される水準を下回る

【管理・運営】

- Ⅲ 優れている
- Ⅱ 機能している
- Ⅰ あまり機能していない

(質の向上度の判断等)

第3条 部局長は、現況分析の結果を踏まえ、教育及び研究については質の向上があったと判断する取組及びその判断理由を記述し、社会貢献及び管理・運営については優れた点を記述する。

(課題・問題点)

第4条 部局長は、現況分析の結果、明らかになった課題・問題点及び改善に向けた方策を記述する。

(現況分析時期)

第5条 現況分析は、中期目標期間の4年経過時における現況を分析する。

(現況分析評価報告書及び国立大学法人評価現況調査表)

第6条 部局長は、自己評価結果を現況分析評価報告書にまとめ、中期目標期間の5年目の7月末日までに学長へ提出するものとする。

2 「教育」「研究」については、現況分析の結果を国立大学法人評価（中期目標期間評価）の現況調査表作成に活用する。

3 現況分析評価報告書の作成及び提出方法については別に定める。

(外部評価)

第7条 現況分析の結果は外部評価を受けることを原則とし、国立大学法人評価を活用するとともに、その他の方法による外部評価を受けることに努める。

(公表)

第8条 現況分析評価の結果は、社会へ公表する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

岡山大学プロジェクト研究評価委員会要項

〔平成21年2月18日〕
学 長 裁 定

(目的)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）は、本学が大学として戦略的に推進する学部・研究科等の枠を超えたプロジェクト研究（以下「プロジェクト研究」という。）の進捗状況の把握及び改善点の助言を行うことにより、研究水準の向上を図ることを目的として、プロジェクト研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、プロジェクト研究（各省庁又は独立行政法人等の競争的資金等の配分を受けているものを除く。）について、研究実施体制や研究課題の焦点化等研究の基本的方向性に関する評価を行うとともに、改善点等の助言を行う。

- 2 前項の評価等は、プロジェクト研究の研究スタートアップ時（1年目未満）に行う。
- 3 第1項の評価等を行ったプロジェクト研究のうち、特別配分経費（学内COE研究支援経費）の配分を受けているものについて、委員会は、当該プロジェクト研究に対する評価等の結果を学内COE中間評価委員会に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織することとする。

- 一 研究・学術担当理事が兼ねる副学長
- 二 研究推進産学官連携機構の副機構長のうちから機構長が指名する者
- 三 研究推進産学官連携機構研究推進本部長
- 四 本学の教員 若干人
- 五 学外の有識者 若干人

- 2 前項第4号及び第5号の委員は、プロジェクト研究ごとに学長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(事務)

第4条 委員会の事務は、研究交流部研究交流企画課において処理する。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成21年2月18日から施行する。